

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年7月31日 06時00分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位174°3.0海里付近 (概位 北緯34°37.4′ 東経134°55.0′)
事故の概要	遊漁船海豚Ⅱは、東進中、また、プレジャーボートCIMAⅥは、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 海豚Ⅱ、6.6トン 290-29495兵庫、株式会社オオムラーフ B プレジャーボート CIMAⅥ、6.1トン 271-38571兵庫、株式会社関西工専
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aほか釣り客の補助として2人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、明石市二見漁港を出航して江井ヶ島港南方沖で遊漁をしていた。 船長Aは、釣り場を移動することとして、操舵室右舷側の座席に腰を掛けた姿勢で手動操舵により操船に当たり、約4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進中、魚群探知機を見ていたところ、釣り客の叫び声が聞こえて船首方にB船を認めたがどうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、両船の損傷状況及び負傷者がいないことを確認後、自力で航行して二見漁港に入港した。 船長Aは、本事故当日、江井ヶ島港南方沖で遊漁を始めたときから周囲に他船を見掛けず、釣り場の移動を始めるときも周囲に他船はいないと思い、移動を始めるときに進行方向の船首方に他船がいなかったことを確認したが、左右はよく見ずに移動を始めた後、魚群探知機の画面を見ていたので、右舷船首方を航行中のB船に気付かなかったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、明石市所在の係留地を出航して、江井ヶ島港南方沖のカンタマ南灯浮標付近で釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、釣り場を移動することとして、操舵室後方の右舷側に立った姿勢で手動操舵により操船に当たり、約5knの速力で北東進中、左舷船尾部にいた知人の1人が、船が近づいていると叫んだので左舷方を見たところ、A船を認めたがどうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、両船の損傷状況及び負傷者がいないことを確認し、118番通報して本事故の発生を伝え、自力で航行して係留地に戻った。</p> <p>船長Bは、操舵室後方の右舷側に立って操船中、移動を始める際に周囲に他船がないことを確認したので、周囲に他船はいないものと思って船首方から右舷方しか見ていなかったため、左舷方を航行中のA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東進中、船長Aが、周囲に他船はいないと思い、魚群探知機の画面を見ながら航行を続けたことから、右舷船首方を航行中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、遊漁を始めたときから周囲に他船を見掛けず、釣り場の移動を始めるときも船首方に他船がないことを確認したことから、周囲に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵室後方の右舷側に立って操船して北東進中、船首方から右舷方を見ながら航行を続けたことから、左舷方を航行中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、移動を始める際に周囲に他船がないことを確認して、航行中も周囲に他船はいないものと思っていたことから、船首方から右舷方のみを見ながら操船していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東進中、B船が北東進中、船長Aが、魚群探知機の画面を見ながら航行を続け、また、船長Bが、船首方から右舷方を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、周囲に他船がないと思うことなく、また、魚群探知機の確認など特定のことに意識を向けることなく、周囲の見張りを適切に行い、他船を見落とさないようにすること。